

「警報」発表・災時の登下校の種別について

春暖の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご支援いただき誠にありがとうございます。

さて、ここ数年大雨・豪雨など自然災害への対応を余儀なくされているところです。そのような現状への確な対応を進め、安全を確保するために、表記の内容について保護者の方々にもご理解いただきたく存じます。

「横浜市学校防災計画」の改訂（H25.4）、気象庁の「特別警報」の運営開始（H25.8）に伴った本校の対応を表記しますのでご確認をお願いします。

	「暴風警報」「大雪警報」 「暴風雨警報」「特別警報」発表の場合	「大雨警報」「洪水警報」発表の場合
登校前 通学中	<p>横浜市内 (神奈川県全域または神奈川県東部 または横浜・川崎)に 「暴風警報」「大雪警報」 「暴風雪警報」「特別警報」が</p> <p>午前7時の段階で発表、継続の場合 全市一斉 臨時休業(休校)</p>	<p>横浜市内 (神奈川県全域または神奈川県東部 または横浜・川崎)に 「大雨警報」「洪水警報」 が、発表された場合</p> <p>原則、通常登校</p> <p>(1) 学校からの連絡はありません。 (2) 原則として、平常授業です。 ただし、個々の生徒の登校などについては「家庭判断」とします。 家の周りや通学路などの状況と判断する場合は、回復するまで登校しなくても良いです。 また、回復しないなど危険な状況が続く場合は、登校しなくても良いです。</p>
登校後	<p>横浜市内 (神奈川県全域または神奈川県東部 または横浜・川崎)に 「暴風警報」「大雪警報」 「暴風雪警報」「特別警報」が発表された場合</p> <p>授業時間の繰り上げ 等を行う。</p> <p>※ 「授業時間の繰り上げ等」の措置をとります。 なお、その措置について、生徒の安全を第一として、学校判断をします。 * 臨時休業の場合、非常変災扱いとし、出席停止扱いとなります。 * 家庭からの欠席連絡は必要ありません。 * 目的地に上記「警報」などの発表の場合、出発を遅らせるなど、校長の適切な判断により実施します。</p>	<p>横浜市内 (神奈川県全域または神奈川県東部 または横浜・川崎)に 「大雨警報」「洪水警報」 が発表された場合</p> <p>状況に応じた特定の措置をとることも ある。</p> <p>※ 状況に応じた特定の措置については 生徒の安全を第一として、学校判断をします。 * 家庭判断で休ませた場合、非常変災扱いとし、出席停止扱いとなります。ただし、家庭からの遅刻・欠席などのご連絡をお願いします。 できるだけ8時25分までにお願いします。</p>